

令和8年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第4号

おいらせ町議会 令和8年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和8年第1回定例会記録				
招集年月日	令和8年3月11日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和8年3月11日 午後12時10分 議長宣告			
散 会	令和8年3月11日 午後12時50分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	天 間 財 子	4 番	小笠原 伸 也
	5 番	沢 尾 宏 之	6 番	柏 崎 勉
	7 番	佐々木 勝	8 番	澤 上 訓
	9 番	木 村 忠 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員				
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総務課長心得	安 藤 靖	政策推進課長	田 中 貴 重
	財政管財課長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	佐 藤 啓 二
	健康保険課長	鈴 木 政 康	子育て支援課長	小 向 正 樹
	介護福祉課長	松 山 公 士	農林水産課長	柏 崎 和 紀
	商工観光課長	柏 崎 勝 徳	地域整備課長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光	病院事務長	栞 嶋 泰 幸
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社会教育・体育課長	三 村 俊 介	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局次長	安 藤 靖	農業委員会会長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監査委員事務局長	小 向 正 志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	中 里 浩
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	議案第 3 号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	
	2	議案第 4 号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について	
	3	議案第 5 号	おいらせ町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	
	4	議案第 6 号	町道の路線認定について	
	5	議案第 7 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 9 号）について	
	6	議案第 8 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	
	7	議案第 9 号	令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
	8	議案第 1 0 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	
	9	議案第 1 1 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について	
	10	議案第 1 2 号	令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 5 号）について	
	11	議案第 1 3 号	令和 7 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	
	12	議案第 1 4 号	令和 8 年度おいらせ町一般会計予算について	
	13	議案第 1 5 号	令和 8 年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について	
	14	議案第 1 6 号	令和 8 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について	
	15	議案第 1 7 号	令和 8 年度おいらせ町介護保険特別会計予算について	
	16	議案第 1 8 号	令和 8 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について	
	17	議案第 1 9 号	令和 8 年度おいらせ町病院事業会計予算について	
	18	議案第 2 0 号	令和 8 年度おいらせ町下水道事業会計予算について	
	19	議案第 2 1 号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	発委第 1 号	おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について	
	2	委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、産業民生常任委員会）		

開 議	午後 12 時 10 分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
	1 2 番	檜 山 忠 議 員
	1 3 番	川 口 弘 治 議 員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 議 宣 告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
	松林議長	ただいまの出席議員数は 16 人です。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午後 12 時 10 分)
議 事 日 程 報 告	松林議長	本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
	松林議長	日程第 1、議案第 14 号、令和 8 年度おいらせ町一般会計予算についてから、日程第 7、議案第 20 号、令和 8 年度おいらせ町下水道事業会計予算についてまで、以上 7 議案を一括議題とします。 お諮りします。 議案第 14 号から、議案第 20 号に対する委員長報告は、会議規則第 41 条第 3 項の規定によって省略することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長報告は省略することに決定しました。
	松林議長	これより、議案第 14 号から議案第 20 号までの 7 議案について、

		<p>一括して質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>	
	(議員席)		**「なし」の声**
	松林議長	<p>なしと認め、質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。</p>	
	(議員席)		**「なし」の声**
	松林議長	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより議案第14号から議案第20号までの7議案を一括して採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>	
	(議員席)		**「なし」の声**
	松林議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第14号から議案第20号までは、原案のとおり可決されました。</p>	
	松林議長	<p>日程第8、発委第1号、おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。 お諮りします。 発委第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の説明は省略したいと思います。 ご異議ございませんか。</p>	
	(議員席)		**「なし」の声**
	松林議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、発委第1号は、説明を省略することに決しました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>	
	(議員席)		**「なし」の声**

	松林議長	なしと認め、質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発委第1号について採決をいたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第9、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長及び産業民生常任委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
議案の上程	松林議長	日程第9、議案の上程について。 3月11日に提出された議案第21号を上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
提案理由の説明	町長	議員各位には、本定例会に追加提案させていただくことに当たり、

提案理由の説明	(成田 隆君)	ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 それでは、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。
	松林議長	暫時休憩します。 (休憩 午後12時16分)
	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後12時17分)
	町長 (成田 隆君)	大変失礼しました。 それでは議案の説明を申し上げます。 議案第21号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」に基づき、社会全体で子どもや子育て世帯を応援するための「子ども・子育て支援金制度」が本年4月から始まることに伴い、町国民健康保険税に新たな賦課区分として、「子ども・子育て支援納付金」を規定するため、おいらせ町国民健康保険運営協議会の承認を経て、所要の改正を行うため提案するものであります。 詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ、担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。
当局の説明	松林議長	以上で町長の提案理由の説明が終わりました。
	松林議長	日程第11、議案第21号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。 追加議案書の5ページから24ページまでになります。

本案は、国のこども未来戦略「加速化プラン」に基づく支援強化に向けた財源確保のため、医療保険者が被保険者から支援金を徴収し、国へ拠出する新たな仕組みを本年4月から始めることに伴い、国民健康保険税に新たな賦課区分として、子ども・子育て支援納付金を規定するため提案するものであります。

なお、この改正案の概要は、先日の議員全員協議会において、健康保険課から説明したものであります。

主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

まず、上段の第2条ですが、第1項の第1号及び第4号では、国民健康保険税を構成する3つの賦課区分となる基礎課税額、後期高齢者支援金等及び介護納付金に、4つ目の賦課区分として、今回新たに設定する、子ども・子育て支援納付金の区分を追加するものであります。

次に、その下、同条第3項は、12ページ上段に移りまして、被保険者に関する用語の整理を行うものであります。

次に、その下、同条第5項は、今回新たに設定する子ども・子育て支援納付金の税率として、所得割額、均等割額、平等割額及び18歳以上均等割額の4つの項目を加算することを定めるものであります。

次に、その下、第3条第1項は、これに関連する用語の整理を行うものであります。

次に、その下、第5条の2は、基礎課税額に係る一世帯当たりの課税額となる平等割額を定めるもので、13ページ上段に移りまして、下線部分にあるように第9条の7として規定する子ども・子育て支援納付金の平等割額の条番号の文言を追加するものであります。

次に、その下、第9条の4は、前年所得により課税額を算定する所得割額の税率を定めるもので、0.3%とするものであります。

次に、その下、第9条の5は、被保険者1人当たりの課税額となる均等割額の税率を定めるもので、1,200円とするものであります。

次に、その下、第9条の6は、18歳以上の被保険者1人当たりの課税額の税率を定めるもので、80円とするものであります。

14ページ上段に移りまして、第9条の7は、一世帯当たりの課

		<p>税額となる平等割額の税率を定めるもので、同条各号において、特定世帯、特定継続世帯及びその他の世帯の税率を400円から800円までの範囲で定めるものであります。</p> <p>また、国保税には所得に応じた減額措置があり、世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額が7割、5割、または2割減額されますが、その減額割合ごとの改定を行うのが第23条第1項で、14ページ中段から、少し進みまして16ページ上段までとなります。</p> <p>さらに、世帯の中に小学校入学前の未就学児童がいる場合、あるいは、出産前後の被保険者がいる場合にも減額措置があり、それぞれ同条第2項と第3項の部分になります。</p> <p>17ページ中段に移りまして、同条第4項は、子ども・子育て支援金の趣旨から、18歳未満の被保険者については1,200円の均等割額を賦課徴収しないことを定めるものであります。</p> <p>次に、その下、附則ですが、17ページ下段から24ページの最後にかけて、子ども・子育て支援納付金の所得割の条番号となる第9条の4に係る用語の整理を行うものであります。</p> <p>なお、この改正条例の施行日は、本年4月1日であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>松林議長 説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) ** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>松林議長 これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>14番。</p> <p>14番 (西館芳信君) 14番、西館です。</p> <p>反対討論をさせていただきます。</p> <p>松林議長 演壇でお願いします。</p>
--	--	--

賛成討論	14番 (西館芳信君) 松林議長	今、票決に入ったんですか。 いや、違います。 次に、原案に賛成者の発言を許します。 12番。
	12番 (檜山 忠君) 松林議長	12番、檜山です。 賛成討論を。 演壇のほうでお願いします。
	12番 (檜山 忠君)	私は、賛成討論をさせていただきます。 西館議員の反対討論には感心いたしております。頭脳明晰な方の考えるそれには、大変感心を抱くものでありますが、私は、檜山忠は、町の将来を考えて、賛成の立場から討論を行います。 本改正は、子ども・子育て支援法の改正により創設された子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険税に関する規定を整備するもので、児童手当の拡充など子育て支援の充実を図るため、社会全体で子どもや子育て世帯を支える仕組みとして創設されたものであります。法律に基づき、社会保険や後期高齢者の医療保険などの全ての医療保険者が納付金を拠出する制度となっています。市町村国保も医療保険者の1つとして、制度を担う立場にあります。 また、国民健康保険税の賦課徴収については、地方税法及び国民健康保険法に基づき、市町村が条例によって定めることとされており、本議案はその制度運用のための条例整備を行うものであります。 子どもや子育て世帯を社会全体で支えていくことは、将来の社会を支える基盤を整えることにもつながります。 国民健康保険制度の適切な運用を図る観点から、本条例改正に賛成いたします。 以上、賛成討論といたします。
松林議長	ほかに討論ございませんか。 13番。	
賛成討論	13番	本案に賛成の立場で討論をいたします。

	<p>(川口弘治君)</p>	<p>ただ、反対討論を行った西館議員の本来あるべき地方自治、または国のあるべき姿、そういったものの提言を、私は提言をいたして、この法案に賛成をいたします。</p> <p>といいますのは、全員協議会のときに説明をいただいたときには、担当課課長から、この増税は岸田元総理のときに国から提出されたという話。これは皆さんご存じのとおり、いわゆるステルス増税と、そう言われた増税の中の1つであると、私は思っております。</p> <p>いかに地方が、少子化であれ何であれ、疲弊していると。それを地方自治にかぶせて、条例にして賛成をしなさい。これが全ての子どものために社会が担っていくんだと。まあ、聞こえのいい話です。</p> <p>ということ、今は国民の多くの皆さんが認識をされておる現実を、私は当局にそういう国民の声を、現状をよく分かって、国が右と言ったら右という、そういう地方自治は、今まで行ってきて、じゃあ、少子化は止まったのか。地方はどんどん人口流出もある。財政も厳しくなってきた。産業がない、働く場がない。そういったことを繰り返しやってきたということの1つの現実を見ながら、その辺をよく判断して、この条例を、国の進めるままの形の条例を通すのではなくて、我々議会とともに、議論を重ねながら進めていただきたい。これをひとつ提言して、今法案に対しては、賛成の討論いたします。</p>
	松林議長	ほかに反対討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第21号について採決をいたします。</p> <p>14番。</p>
	14番	14番。
	(西館芳信君)	<p>賛成討論がなければ起立でもいいのかなと思っていましたけれど、あります。ぜひ自分が本案に反対したよという、1の爪痕をちゃんと書類に残したいと思います。</p> <p>ですから、採決は無記名の投票でお願いいたします。</p>

	松林議長	無記名の投票での声があります。いかがしますか。
議場出入口閉鎖	松林議長	議長権限で無記名投票により行います。 議場の出入口を閉めます。
立会人指名	松林議長	ただいまの出席議員数は16人です。 大変失礼しました。 ただいまの出席議員数は15人です。議長が除外されました。 立会人を指名いたします。 1番、小向幸祐議員及び2番、大浦陽子議員を指名いたします。
投票用紙配付	松林議長	投票用紙を配ります。
	松林議長	お伝えします。 賛成の方は「賛成」と投票用紙に記入してください。 反対の方は「反対」と記入して投票してください。 なお、賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、 会議規則第84条の規定により、「否」とみなします。 投票用紙の配付漏れはありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
投票箱点検	松林議長	配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。
投票	松林議長	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 1番議員から順次、投票をお願いします。
投票漏れ確認	松林議長	投票漏れはありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	投票漏れはなしと認めます。 投票を終わります。
開票	松林議長	開票を行います。

<p>投票結果報告 議場出入口開放</p>	<p>松林議長</p>	<p>1 番、小向幸祐議員、2 番、大浦陽子議員、立会人、お願いします。</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数 1 5 票、有効投票 1 5 票、無効投票 0 票。</p> <p>有効投票のうち、賛成 1 3 票、反対 2 票。</p> <p>以上のとおり賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第 2 1 号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
<p>町長の挨拶</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和 8 年第 1 回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、年度末の大変ご多用中のところ、ご参集いただき、また、令和 8 年度各会計当初予算をはじめ、提案いたしました全ての議案につきまして、議決賜りまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言は、新年度の事業や予算の執行に当たり、次の町長へ引き継がせていただきます。</p> <p>さて、今月 2 5 日をもって、私の町長としての任期が終わります。通算 3 期、1 2 年にわたりまして、おいらせ町長として町政に携わらせていただきました。本当にありがとうございます。</p> <p>この町に生まれ育ち、町長として愛着ある郷土の町政運営に携われましたことは、人生においての貴重な経験であり、幸せな日々であったと感慨深いものがあります。</p> <p>この間、町民の生活を守っていく使命の重大さを痛感しながら、町政運営に向き合い、全身全霊で職務を全うできましたのも、町民、行政、そして議会の皆様の協力があったものと思っております。本当にありがとうございます。</p> <p>議員各位には、議会の熱意と誠意あふれるご審議を賜るとともに、各種政策へのご理解とご協力をいただきましたことに深く感謝申し</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 川 口 弘 治

署名議員 樽 山 忠